

第5章中提到的附件4 现有措施的保留

"本协议项下的义务" 规定了第57条和第58条项下的义务，对于这些义务，维持一项非符合性措施。

日本的保留

部门或事项	本协议项下的义务
1. 农业、林业和 渔业（植物新品种权）	国民待遇 (第57条) 最惠国待遇 (第58条)
2. 农业、林业和 渔业，及相关服务 （除领海内的渔业 以外） 内水，专属的 经济区域和大陆 架提供的 第5号保留在 日本的保留在 附件5)	国民待遇 (第57条)
3. 航空运输	国民待遇 (第57条) 最惠国待遇 (第58条)
4. 银行业	国民待遇 (第57条)
5. 药品 制造业	国民待遇 (第57条)
6. 货运代理业务	国民待遇 (第57条) 最惠国待遇 (第58条)
7. 供热	国民待遇 (第57条)
8. 信息和通信	国民待遇 (第57条)
9. 皮革和皮革制品 制造业	国民待遇 (第57条)
10. 与船舶国籍相关的事务 船舶国籍	国民待遇 (第57条)
11. 采矿	国民待遇 (第57条)

12. 石油工业	国民待遇 (第57条)
13. 铁路运输	国民待遇 (第57条)
14. 飞机在国家注册登记 the National Register	国民待遇 (第57条)
15. 公路客运	国民待遇 (第57条)
16. 安保服务	国民待遇 (第57条)
17. 供水和供水设施	国民待遇 (第57条)
18. 水运	国民待遇 (第57条)
	最惠国待遇 (第58条)

文莱达鲁萨兰的保留

部门或事项	本协议项下的义务
1. 所有行业 – 注册 设立要求 企业*	国民待遇 (第57条)
2. 所有行业 – 注册 合伙企业*	国民待遇 (第57条)
	最惠国待遇 (第58条)
3. 制造业 – 本地股权 要求*	国民待遇 (第57条)
4. 农业 – 作物和动物 生产、狩猎和 相关服务活动 – 本地股权要求*	国民待遇 (第57条)
5. 渔业 – 本地股权 要求*	国民待遇 (第57条)
6. 林业 – 除伐木和 锯木 – 本地股权 要求*	国民待遇 (第57条)